

令和7年度 第1回
首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料3】管理運営の仕組みの見直し

1. 首里城公園の管理許可等

| 年度 | H30 2018 | H31/R1 2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9以降 2027以降 |
|---------------|-------------|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| 管理許可 (正殿等) | H31.2.1 | | | | R5.1.31 | | | R8.3.31 | | |
| 指定 管理 | 正殿等 | H31.2.1 | | | R5.1.31 | | | R8.3.31 | | |
| | 県営 | | H31.4.1 | | R5.3.31 | | | R8.3.31 | | |
| 委託 | 国営無料 | H31.2.1 | | | R5.1.31 | | | | R9.1.31 | |
| | 正殿の工程 概略 | | | 基本設計 | 実施設計 | 着工 | 工事中 | 工事中 | 工事中 | 正殿 完成予定 |

国営有料

国

管理許可
H31.2.1-R5.1.31
R5.2.1-R8.3.31

沖縄県

指定管理
H31.2.1-R5.1.31
R5.2.1-R8.3.31

国営無料

国

運営維持管理
H31.2.1-R5.1.31
R5.2.1-R9.1.31

県営公園

沖縄県

指定管理
H27.4.1-H31.3.31
H31.4.1-R5.3.31
R5.4.1-R8.3.31

一般財団法人 沖縄美ら島財団

同一の事業者による管理運営

首里城公園の管理運営状況

・ **国営有料区域**は、都市公園法第5条第2項に基づく管理許可を受け、県の条例に基づき、公募し、議会の議決を経て、指定管理者を決定している。

・ **国営無料区域**は、国が運営維持管理業務を民間競争入札により、事業者を決定している。

・ **県営公園区域**は、県の条例に基づき、公募し、議会の議決を経て、指定管理者を決定している。

**国営有料区域及び県営公園区域における
指定管理者について令和7年8月末より公募中。**

2. 管理運営の仕組みの見直しに係る決定事項（令和6年度決定）

火災前の指定管理者制度の運用では、県としての技術の蓄積や業務の安定性・継続性などに課題があった。次期管理期間からは、現場での訓練等の実践を通して、技術の蓄積等によるレベルの維持・向上を適切な防火管理の実行体制の仕組みとして確立させる。具体的には、防災業務の仕様発注による契約方法の見直しを行う。

火災前（令和元年10月）

- これまで防災業務については、一般的な指定管理業務の中で性能基準としており、防災業務は指定管理者の裁量に任されていた。
- 数年ごとに管理者が交代する可能性があり、人材確保や防災関連技術の蓄積が担保できない。

性能発注 = 指定管理者制度

【維持管理】

- <主な業務>
- 施設管理
- 修繕
- 清掃
- 植栽管理

【防災業務】

- 施設管理の一部
- 修繕の一部

【運営】

- <主な業務>
- 料金収受
- 利用者案内・警備
- 誘客・普及啓発

正殿単体完成時（令和8年）

- 今後は、防災業務についてしっかりと仕様基準を定め、仕様発注による責任の所在と業務範囲の明確化、変化する防災業務に対応できる仕組みを構築する。
- 指定管理業務の中で、維持管理・運営業務と防災業務を組み合わせて発注する。
- 県による防災・防火モニタリングを実施し、仕様に基づき業務を遂行しているか確認を行う。
- 防災業務については第三者委員会の委員による年複数回の現地確認などにより緊張感の維持に努める。

指定管理者制度

性能発注

+

仕様発注

指定管理者モニタリング、改善指示
指定管理者制度運用委員会

沖縄県
・計画立案（首里城の特性を踏まえた初動マニュアルや防災業務の方針等）

指定管理

性能

維持管理

運営

仕様

防災・防火
モニタリング

防災・防火

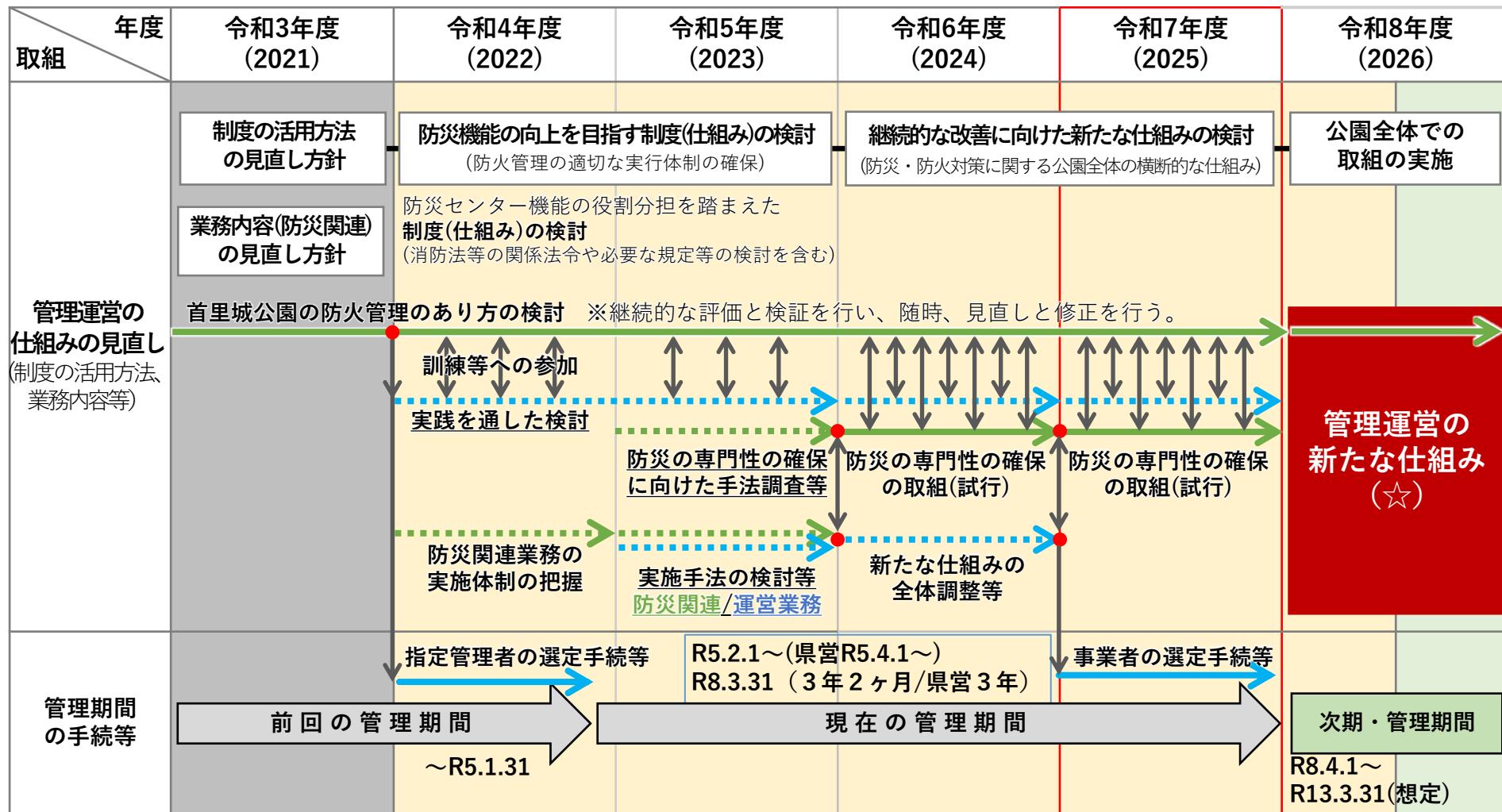
- 業務実施計画立案
- 教育・指導
- 警備
- 設備の点検・修繕
- 業務の自己点検・評価

(仮)首里城公園防災・防火管理評価委員会
外部有識者

モニタリング、改善指示

3. 管理運営の仕組みの見直しに係る検討工程（令和7年度検討事項）

令和7年度は、令和6年度に決定した契約形態の見直しを踏まえ、令和8年度以降の管理体制において、首里城公園における防災・防火業務の適切な遂行確認を目的とした、第三者委員会「（仮）首里城公園防災・防火管理評価委員会」のあり方の検討、防災・防火業務の自己点検等について検討を行う。



☆本委員会では、防火管理の適切な実行体制の確保に向けた内容を検討する。

防火管理と公園管理（施設維持管理やサービス提供）の両立に向けては委員会の議論を踏まえ、庁内で議論・検討を進める。

4－1. (仮) 防災・防火管理評価委員会のあり方検討

令和6年度の決定を踏まえ、令和7年度は、首里城公園における防災・防火業務の適切な遂行確認を目的に沖縄県が設置予定の「(仮) 首里城公園防災・防火評価委員会」に諮る業務内容、委員の専門性の別や構成等を検討する。

【会議の目的・構成】

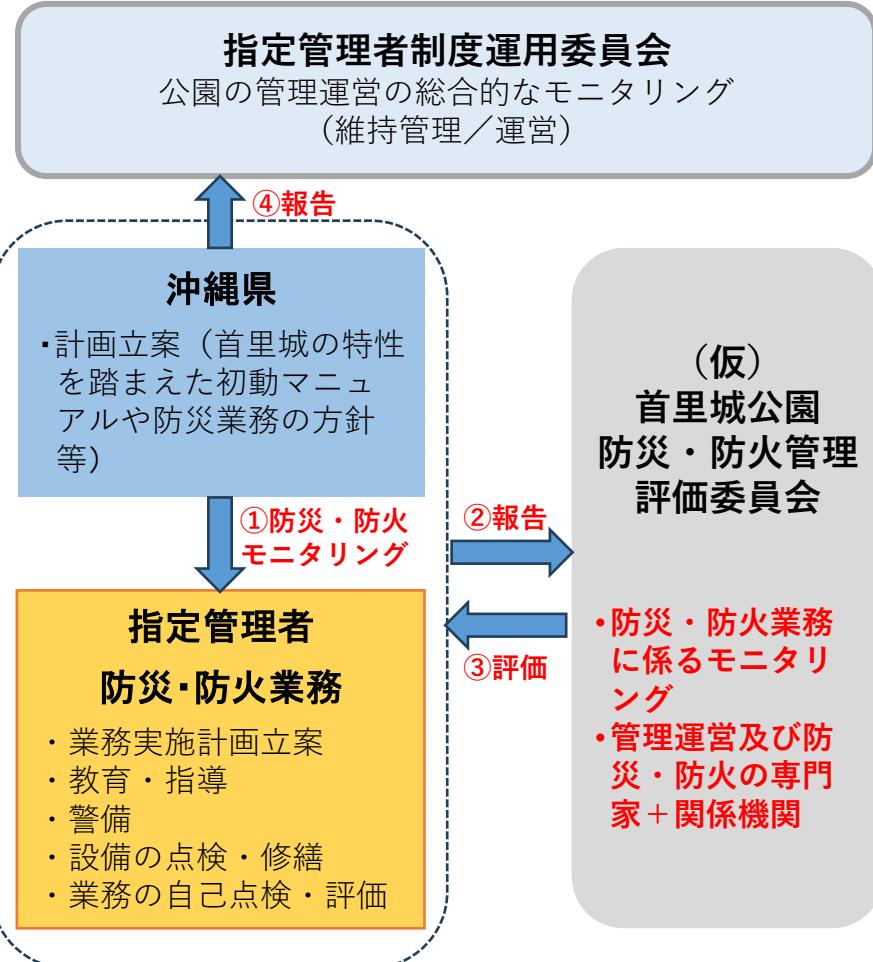
- ・首里城公園における防災・防火業務を遂行するため、管理者である沖縄県及び指定管理者が行う自己点検のあり方が適切か確認することを目的とする。
- ・委員は4、5名を想定。防災・防火の専門家の他、協力機関（委員）として防災・防火に係る機関（消防等）にて構成。
- ・令和8年4月1日設置を想定

【評価確認のスキーム（案）】

- ・次期指定管理の運用を開始する令和8年4月以降の業務を評価対象とする。
- ・沖縄県が自ら実施する防災・防火に係る計画立案事項及び指定管理者における防災・防火業務に係るモニタリング結果について評価する。
- ・委員による年複数回の現地確認なども視野に入れる。
- ・防災・防火に係るモニタリングを先行して行い、その結果を指定管理者の業務実績として報告する。その後、指定管理者制度委員会にて、管理運営の総合的な評価を行うことを想定する。

- ・正殿完成以降も、公園整備は段階的に行われることから、本検討委員会の検討課題は、令和8年度以降は「(仮) 首里城公園防災・防火評価委員会」にて引き継ぐこととする。

評価確認のスキーム（案）



4 – 2. 防災・防火業務の自己点検等のあり方検討

令和7年度は、令和8年度以降において実施する「指定管理者による防災・防火業務の自己点検・評価」、沖縄県が実施する「防災・防火モニタリング」の点検項目、評価方法、点検・評価にあたっての留意点等を整理し、沖縄県及び指定管理者が使用する防災・防火業務点検・評価シート（案）を作成する。

【検討の進め方（案）】

- 防災・防火業務点検・評価シートは、現行の公園管理のモニタリングシートとは別様式とする。
- 「防災・防火業務仕様書」に基づき、沖縄県と指定管理者の役割の違いを視野に入れて、点検項目や評価基準等を検討する。
- 各立場の視点で点検・評価するため、沖縄県は「モニタリングシート」、指定管理者は「点検・評価シート」と2種類のシートを想定する。特に沖縄県は、指定管理者と共同で行う防火・防災業務であることから、沖縄県の自己点検項目もモニタリングシートに追加を検討する。
- シート様式は、業務の実施状況とその評価が把握できるだけでなく、改善点や課題の分析がわかるように留意する。
- 評価・分析は、防災・防火管理評価委員会への諮問事項を踏まえた内容となるように留意する。

防災・防火業務の沖縄県分担

| | |
|-------|---|
| 未然防止 | <ul style="list-style-type: none">• 防災業務の方針等作成• 業務実施計画承認• リスクアセスメント実施 |
| 教育訓練 | <ul style="list-style-type: none">• 初動対応等計画（マニュアル・チェックシート）作成• 防災訓練・教育訓練への参加 |
| 発災時対応 | <ul style="list-style-type: none">• 連絡を受けての対応（情報収集、支援要請など） |

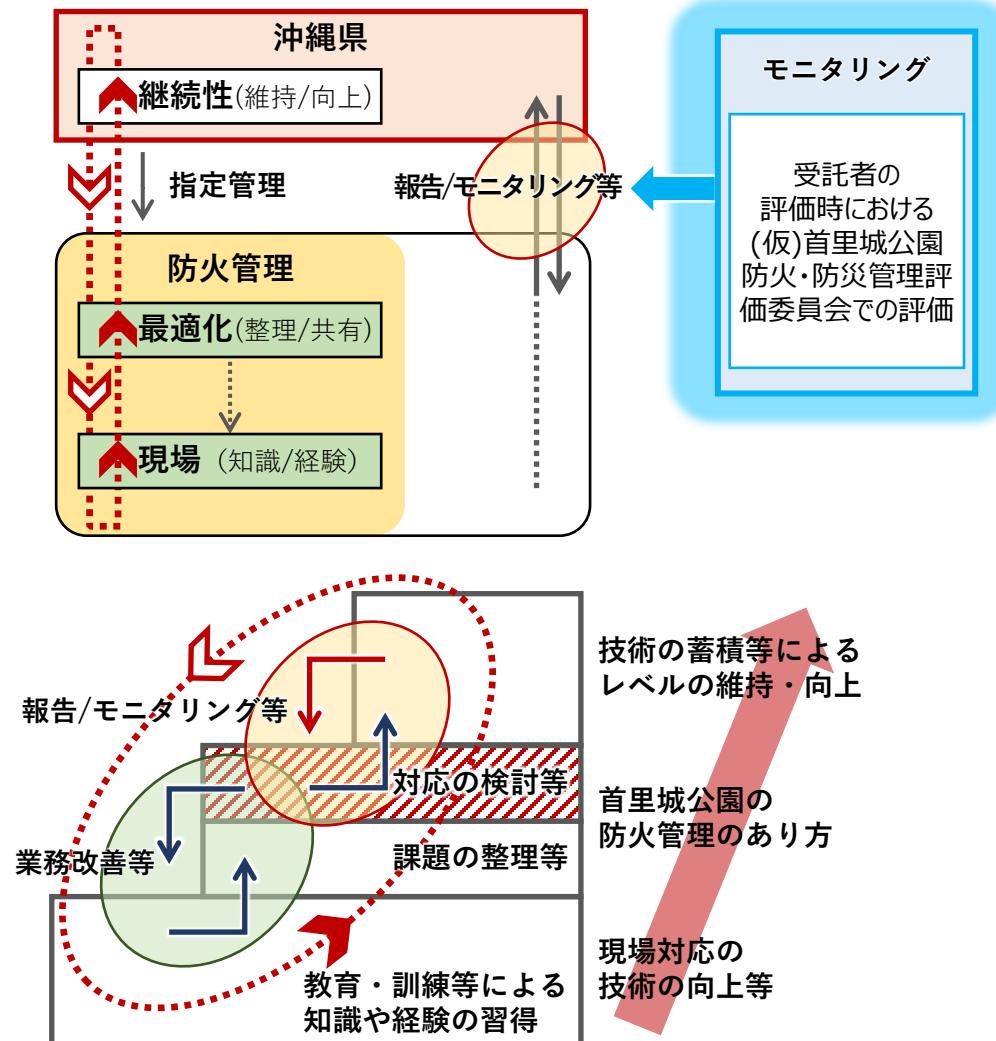
赤字は自己点検項目としてモニタリングシートに反映

5-1. 【参考】防火管理の適切な実行体制の確保に向けた考え方（令和5年度検討結果）

再掲_令和5年度第1回委員会
資料4（令和5年10月11日）

首里城火災前の指定管理者制度の運用では、県としての技術の蓄積や業務の安定性・継続性などに課題があった。首里城火災以降は、国・県・事業者等の関係者が連携し、現場での訓練等の実践を通して、首里城公園の防火管理のあり方を検討している。これらの取組を通じた技術の蓄積等によるレベルの維持・向上を適切な防火管理の実行体制の仕組みとして確立させる。

首里城火災以降の防火管理に関する取組イメージ



県が取り組むにあたっての視点

①技術の蓄積

防災センター機能の役割分担や初期消火及び避難誘導等の運用体制などの「首里城公園の防火管理のあり方」を現場での実践を通して、より具体的に深めていく取組を継続し、沖縄県としての技術の蓄積としていく。

②人材育成（教育・訓練等）

発災時の対応の手順や内容に関する体系的な整理や、防災教育ツール等の開発、実践的な訓練を行うことができる環境の整備等を行い、防災訓練の実効性や防災意識を高め、教育・訓練等を通した人材育成に取り組む。

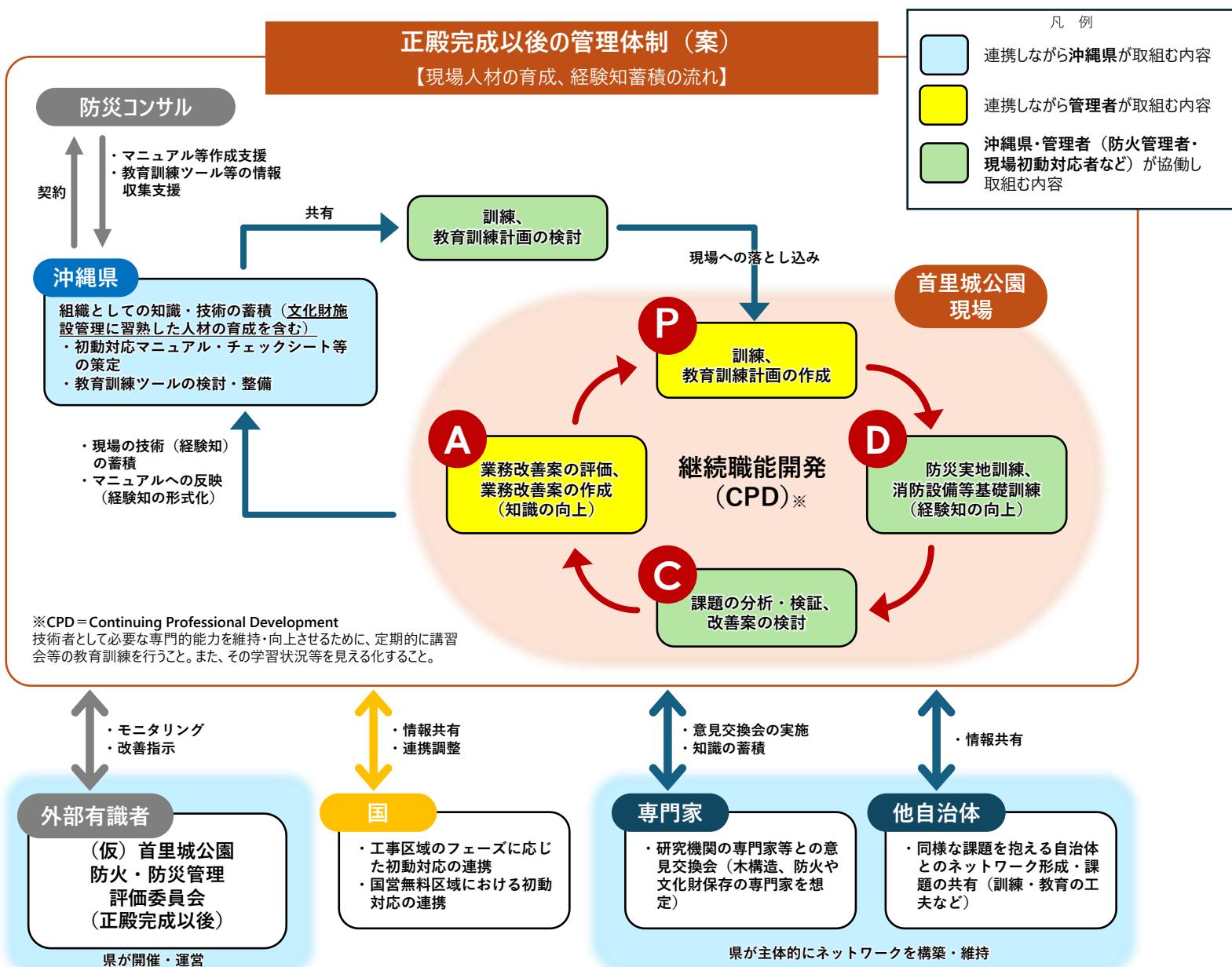
③業務の継続性（業務水準の維持・向上）

①技術の蓄積や②人材育成の取組を通じて、首里城公園の防火管理の内容が、より具体化、明文化されていくとともに、防火管理の適切な実行体制を確保し、業務の水準を維持・向上につなげていく。

5-2. 【参考】県が主体的に関わる仕組み（令和5年度検討結果）

再掲_令和5年度第3回委員会
資料4（令和6年2月29日）

首里城公園における防災や防火管理について、沖縄県および現場における人材育成や経験値の蓄積を図る。



公園管理の業務のうち、切り分けて位置づけする防災業務のイメージは下記のとおり。

